

会 議 録

1 附属機関の会議の名称

水戸市五軒市民センター運営審議会

2 開催日時

令和7年2月13日（木） 午後2時00分から2時35分まで

3 開催場所

水戸市五軒市民センター

4 出席した者の氏名

- (1) 委 員 石田 武雄、前田 均、田村 靖子  
杉田 真由美、鈴木 麻紀
- (2) 執行機関 川津 英臣、桑名 千和

5 議題及び公開・非公開の別

- (1) 令和6年度みと文化交流プラザ利用状況について (公開)
- (2) 令和6年度五軒市民センター事業報告について (公開)
- (3) 令和7年度定期講座募集について (公開)
- (4) その他 (公開)

6 非公開の理由

7 傍聴人の数（公開した場合に限る） 0人

8 会議資料の名称

令和6年度第2回五軒市民センター運営審議会

## 9 発言の内容

執行機関 日頃から、皆様には、五軒市民センターの運営につきまして、御理解、御協力を賜り、心より、御礼申し上げます。

また本日は、お忙しい中、五軒市民センター運営審議会に御出席をいただき誠にありがとうございます。ただいまから、令和6年度第2回水戸市五軒市民センター運営審議会を開催いたします。

運営審議会委員及び令和6年度の五軒市民センター職員の名簿を、運営審議会資料の表紙裏面に記載しておりますので、後程御覧ください。なお本日、\_\_\_委員が都合により欠席するとの連絡をいただいておりますので、御報告いたします。また、本日の、事務局の出席者は、五軒市民センターのわたくし川津と、運営審議会の事務を担当しております桑名でございます。どうぞよろしく願いいたします。

はじめに、会長より御挨拶をいただきます。よろしく願いいたします。

会 長 (挨拶)

執行機関 ありがとうございます。議事に入る前に、水戸市市民センター条例第12条第2項の規定によりまして、委員の2分の1以上の出席により、会議が成立することとなりますが、本日は5名の委員の出席をいただいておりますので、この会議が成立することを御報告いたします。また、本日の運営審議会につきましては、議事録作成のために、録音をさせていただきますので、御了承願います。

それでは、議題に入りたいと思います。水戸市市民センター条例第12条第1項の規定により、会長に会議の議長を務めていただくことになっておりますので、\_\_\_会長に議事進行をお願いいたします。

議 長 それでは、定めに従い議長を務めてまいります。円滑な議事の進行につきまして、委員の皆様の御協力をお願いします。

まず、議事に入る前に、水戸市附属機関の会議の公開に関する規定により、会議録署名人を2名以上置くこととされておりますので、今回は\_\_\_委員と、\_\_\_委員をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。本日、御審議いただく案件は、「その他」を含め、4件です。

はじめに、(1)「令和6年度みと文化交流プラザの利用状況について」事務局より、説明をお願いします。

執行機関 (資料に基づき説明)

議 長 ただいま説明がありましたが、これについて御意見、御質問などございましたらお願いします。

特にないようですので、(1)「令和6年度みと文化交流プラザの利用状況について」は、資料のとおり承認することといたします。

次に、(2)「令和6年度五軒市民センター事業報告について」説明願います。

執行機関 (資料に基づき説明)

議長 ただいま説明がありました。これについて御意見、御質問などございましたらお願いします。

特にないようですので、(2)「令和6年度五軒市民センター事業報告について」は、資料のとおり承認することといたします。次に、(3)「令和7年度定期講座募集について」説明願います。

執行機関 (資料に基づき説明)

議長 ただいまの説明について、御意見、御質問はありますか。

\_\_\_委員 地区団体等とは、どのような団体になりますか。

執行機関 ふあいぶたうんコミュニティ、五軒女性会、或いは社会福祉協議会五軒支部、五軒高齢者クラブ連合会などです。

\_\_\_委員 地区団体が国際交流センターの部屋を使用する場合は、五軒市民センターに申し込むことになりますか。

執行機関 申請や鍵の受け渡しなどは五軒市民センターを通じて行うことになる見込みです。具体的なことは、今後、国際交流センターを所管してる文化交流課と協議する予定です。

\_\_\_委員 何か月前から申し込めますか。

執行機関 国際交流センターの使用については、国際交流を目的とした団体が優先されます。地区団体については、それらの関係団体が申請した後の使用日の2か月前以降に空いている場合に申請が可能となる見込みです。

\_\_\_委員 申込みは早い者勝ちですか。

執行機関 使用日の2か月をきって以降は、申込み順になると思います。

\_\_\_委員 定期講座と女性教養講座は別ですか。女性教養講座は、今まで4回開催していましたが、令和7年度は、郊外に出る講座を2回だけでもできればという話はしていたのですが、可能でしょうか。

執行機関 定期講座と女性教養講座は市民センターの主催事業ですので、市民センターが予約・申請を行います。ただし、国際交流センターの部屋を2か月より前に確保することが難しいと考えております。このため、女性教養講座や五軒いきいき大学につきましては、移動学習だけでも実施して、引き続き地域の方々の繋がりや交流を維持していきたいと考えております。

議長 そのほかございませんか。

なければ、令和7年度定期講座募集については事務局の説明のとおり、休止することに決定することといたします。

それでは、最後に(4)その他ですが、事務局で何かありますか。

執行機関 五軒市民センターは改築により使用できなくなるため該当しませんが、今年の4月利用分から水戸市内の市民センターの施設使用の予約の方法が変わります。今までは各市民センターの窓口に行って、団体登録をして、その上で紙で申請するような形でしたが、4月利用分からスマホまたはパソコンで、団体登録をしていただいて、その上で、スマホやパソコンで利用の申請をしていただくこととなりました。申請にあたっては、利用月の2か月前から申請をいただくことになり

ます。例えば4月に利用したいということであれば、2月中にスマホ等で申請していただき、3月1日に抽選をして、使用の可否が決まるというようなことになります。スマホ等ですべての市民センターの予約がとれることになります。

議長 五軒市民センターを使う地区会、女性会、高齢者クラブのような団体も団体登録しなければならないのですか。

執行機関 五軒地区団体がその地区の市民センターを使用する場合は、市民センターで予約・申請をしますので団体登録は不要となります。

議長 地区会等の視察研修の時、大型バスは国際交流センターに入れますか。  
\_\_\_\_委員 国際交流センターまでは入りますが、その先が道が細く一方通行なので出られないと思います。このため、視察等の際の集合場所は、国際交流センターではなく、市民会館の脇の車寄せの部分しかないのかなとは思っていました。

議長 五軒市民センターの仮事務所が国際交流センターに設置されたことに伴い、地区団体等の事業についても、見直しをしなければならないと考えています。

ほかにございませんか。

ないようですので、本日の議事は全て終了いたしました。皆様の御協力により、円滑に議事が進行できましたことを感謝いたします。

それでは、議長の任を解かせていただき、進行を事務局にお戻しいたします。

執行機関 皆様、貴重な御意見をいただきまして誠にありがとうございました。来年度から、五軒センターが国際交流センターに移るため、地区の方をはじめ皆様に、御不便、御迷惑をおかけするかと思いますけれども、引き続き、御指導のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

本日いただいた貴重な意見を、今後の市民センターの運営に活かしてまいりたいと考えております。それでは以上をもちまして、令和6年度第2回の五軒市民センター運営審議会を終了させていただきます。本日は誠にありがとうございました。